

コンプライアンス・ガイドライン

# やってはならない行為 30NO's!

## 企業行動憲章

— 社会の信頼と共感を得るために —

(社)日本経済団体連合会

1991年9月14日制定 2004年5月18日改定

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する。

1. 社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以 上

## はじめに

コーポレートライフ相談室

「社会から信頼される新日鐵」であり続けるため、法令その他社会のルールを遵守し、企業倫理を徹底することの大切さは言うまでもありません。

昨年十二月には社長から「社員の皆様には、自らの行動が需要家はもとより社会からも注視されていることを認識するとともに、社会からの信頼なくして当社の成長はあり得ないことをあらためて肝に銘じていただき、より高い使命感・倫理意識をもって、職務の遂行にあたって欲しい。」との要請もあつたところです。

そこでこの度、社員の皆さまに、事業活動に関する主な法令違反行為を改めてご認識いただきたく、「やってはならない行為 30 N O's！」を発刊することといたしました。

本書では、原則として、行為者自身が禁固や懲役の刑事罰におよぶ可能性のある行為三十類型を取り上げ、各行為類型ごとに、違法な行為の概要、適用を受ける刑事罰(例)を記載し、関連する社内規程やマニュアル(\*)があるときはその紹介をしています。コンプライアンス(法令遵守)のための行動ガイドラインとして、各種研修・セミナーをはじめ、皆さまの日頃の業務点検において、ひろくご利用いただければと思います。

また、当社では本年三月一日から、より良い職場環境の実現と社員の皆さまに実り多い会社生活を送っていただくための相談窓口として、「コーポレートライフ相談室(略称:コポラ)」を開設いたしました。

コポラでは社員の皆さまはもとよりそのご家族の方からも、当社の会社生活に伴って生じる適法性や適切性に関する疑問についての相談をお受けいたします。氏名と連絡先を明記のうえ(氏名、相談内容などの秘密は厳守いたします)、下記のコーポレートライフ相談室まで電話、Eメール又は郵便で相談の申込みを行ってください。折り返し相談員が連絡し、詳しい内容をお聞きます。

なお、匿名での相談の場合は、相談内容の確認ができなくなることやお答えができなくなってしまうことをご承知置きください。また、事実に基づかない相談や、個人を誹謗・中傷する内容に関してはお受けできません。当社の発展や多くの社員にとって意義のある改善につなげるための制度であることをご理解ください。

平成十五年三月

\*社内規程は、全社版PAPILS「規定集」のページから検索することができます。また、マニュアル類については総務部国内法規Gr又は知的財産部知的財産法規Grにて入手できますので、適宜参照してください。

コーポレートライフ相談室

TEL:801-3000(内線) 03-3275-8000(外線)  
E-mail:clsoudan@hq.nsc.co.jp  
〒100-8071 東京都千代田区大手町2-6-3  
新日鐵本社 コーポレートライフ相談室 宛

25 特許などの知的財産権侵害

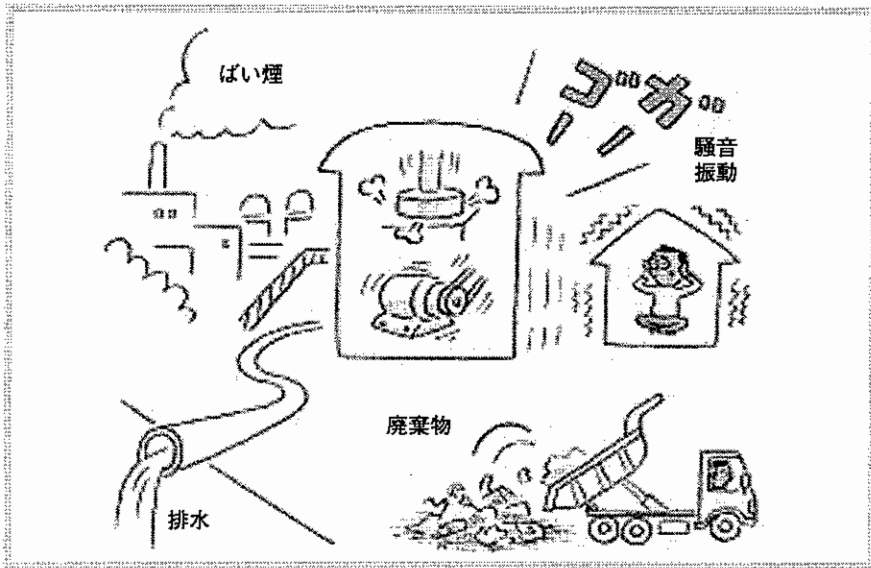


新商品を開発・製造したり、新たな製造方法を導入する際には、第三者が保有する特許権や専売実施権に抵触するおそれのないことをあらかじめ確認し、これを侵害してはいけません。また、特許を利用していない商品やその包装、広告に、特許表示など紛らわしい表示を付けてはいけません。なお、パンフレット等に他社製品の写真を無断で使用すると著作権侵害にあたる他、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権の侵害や虚偽表示も同様にしてはいけません。

- 特許権侵害罪(特許法196、201条、商標権侵害罪(商標法78、82条)  
5年以下の懲役または500万円以下の罰金(企業にも1億円以下の罰金)
- 特許虚偽表示罪(同188、198、201条)  
3年以下の懲役または300万円以下の罰金(企業にも1億円以下の罰金)
- 実用新案権侵害罪(実用新案法56、61条)、意匠権侵害罪(意匠法69、74条)  
3年以下の懲役または300万円以下の罰金(企業にも1億円以下の罰金)

「知的財産の創造・確保・活用に関する規程」(全6102)

26 環境関連規制の違反



工場での操業や建設工事等に伴い発生する排出物(ばい煙・排水・廃棄物等)や騒音・振動などの測定や処理にあたっては、大気汚染防止法、廃棄物の処理等に関する法、建設リサイクル法などの環境関連法令や条例に定める基準をよく理解したうえで遵守しなければなりません。工場を閉鎖した場合等において土壌の汚染状態が基準を超過るときは、土壌汚染対策法に基づき、都道府県からその除去等を求められることもあります。

また、ばい煙発生施設などこれらの規制にかかる特定施設については、届出をすることなく設置や変更をしてはいけません。

- 大気汚染防止法(33条他)、水質汚濁防止法(30条他)  
1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 騒音規制法(29条他)  
1年以下の懲役または10万円以下の罰金
- 廃掃法(26条他)  
5年以下の懲役または1千万円以下の罰金
- 建設リサイクル法(15条他)  
50万円以下の罰金
- 公害犯罪法(2条他)  
7年以下の懲役または300万円以下の罰金

「環境管理方針」(全0203)、「環境監査規程」(同204)

平成 18 年 10 月 5 日  
(社)日本鉄鋼連盟

## 鉄鋼業における環境・防災に係わる諸問題への対応について

昨今の鉄鋼業における環境・防災に係わる諸問題に対し、以下の対応を本年 9 月より図ることとした。

### (1) 事案発生時の報告体制整備

鉄鋼連盟メーカー会員全社を対象に、すでに実施されている事故報告に加え、社会的影響が大きいと認められる環境・防災関連法令に係る事案を速やかに経済産業省、鉄鋼連盟事務局に報告する体制を整備

### (2) 発生原因及び対策に関する情報共有

事案の原因、対策等について分析するとともに、必要に応じ対応マニュアルについて整理。また、既に行われている防災交流会および新たに開催する環境交流会（仮称）の場等を通じ情報共有化を推進

### (3) 環境・防災法令への適確な対応の推進

不明確な法解釈の明確化

不明確な法解釈等の事例を収集し、適宜、規制当局・関係省庁に説明を求め、法解釈を明確化するとともに、こうした情報の蓄積、共有化を図る。

環境・防災に係わる法改正情報の周知徹底

関係省庁と協力のもと、法の制定、改正に係る情報入手機能を強化し、会員各社への迅速な伝達が行えるような体制を整備し、情報の周知徹底を図る。

防災関連法令の整理

鉄鋼生産設備に適用される広範かつ複雑な防災関連法令の見落としを防止するため適用される条項を整理する。

以 上